

大規模事故編

目 次

第1章 総 則

第1節 大規模事故への体制	1
第1 防災体制の確立	1
第2 報告	2
第3 災害救助法の適用	3

第2章 大規模事故対策計画

第1節 航空機災害対策	7
第1 基本方針	7
第2 予防計画	7
第3 災害応急対策計画	8
第2節 大規模火災対策	14
第1 基本方針	14
第2 予防計画	14
第3 応急対策計画	15
第3節 林野火災対策	17
第1 基本方針	17
第2 予防計画	17
第3 応急対策計画	18
第4節 危険物等災害対策	20
第1 基本方針	20
第2 予防計画	20
第3 応急対策計画	21
第5節 道路災害対策	23
第1 基本方針	23
第2 予防計画	23
第3 応急対策計画	23
第6節 鉄道災害対策	25
第1 基本方針	25
第2 予防計画	25
第3 応急対策計画	25
第7節 放射性物質事故対策	28
第1 基本方針	28
第2 予防計画	29
第3 応急対策計画	30
第4 復旧対策計画	33

第1章 総則

第1節 大規模事故への体制

第1 防災体制の確立

1 防災体制の基本方針

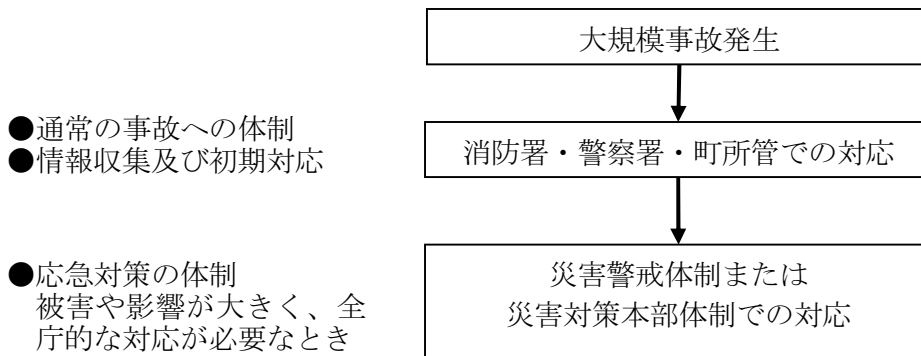
大規模事故への対策は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防機関及び警察が対応に当たる。

大規模事故により甚大な被害が発生する場合、あるいは住民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、町の機能をもって対応する。

なお、町及び防災関係機関等の業務大綱及び所掌事務は、震災編の規定に準ずるものとする。

2 動員・配備

大規模事故発生時の動員配備の基本は、次のとおりとする。



3 配備基準

大規模事故発生時の配備基準は、次のとおりである。

配備要員は、町長が必要と認めた者とする。

配備基準

	体制	配備基準	活動内容
情報収集体制・災害警戒体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> 町域及びその周辺で大規模事故が発生又は発生が予想される場合で、情報収集等が必要なとき その他状況により町長が必要と認めたとき 	主として情報の収集、報告を実施する体制（総務班3人、まちづくり班2人）
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> 町域及びその周辺で大規模事故が発生し、現場での事故対応以外の対策が必要と町長が認めたとき その他状況により町長が必要と認めたとき 	第1配備体制を強化するとともに、災害対策本部の設置に備える体制
災害対策本部体制	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> 重大な事故災害が発生し、町長が必要と認めたとき 	情報収集、避難、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行い得る体制

4 現地調整所の設置

町は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地に近い公共施設等に現地調整所を設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

第2 報告

町及び消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合、または次の基準に該当する災害、事故が発生した場合には、火災・災害等即報要領に基づき、覚知後 30 分以内に消防庁へも報告する。

消防庁への直接即報基準

- | |
|--|
| (1) 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合 |
| (2) 通信の途絶等により知事に報告することができない場合 |
| (3) 119番通報の殺到状況時にその状況を報告 |

火災・災害等即報要領の直接即報基準

火災等即報	交通機関の火災	(1) 航空機火災 (2) トンネル内車両火災 (3) 列車火災
	危険物等に係る事故	(1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺の500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (5) 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	(1) 爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏えい (2) 放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） (3) 基準以上の放射線の検出（その通報があった場合） (4) 放射性同位元素等取扱事業所の火災による放射性同位元素・放射線の漏えい
	その他の特定の事故	爆発、異臭等の事故で、報道機関に取り上げられる等社会的影響の高いもの
救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 (4) 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

第3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、震災編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 航空機災害対策

第1 基本方針

成田国際空港及びその周辺地域（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図る対策を定める。

成田国際空港消防相互応援協定団体

山武郡市広域行政組合（芝山町、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町）、成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）、成田国際空港株式会社

第2 予防計画

1 航空機災害の特性

航空機は、燃料として大量の引火性液体を搭載しており、地上に墜落、炎上等の事故が発生した場合、火災は急激に拡大し、広範囲にわたる大規模災害に発展するおそれがある。

大規模な航空機災害への対応は、国、千葉県、周辺市町、成田国際空港株式会社、航空機災害に係る航空会社等の協力が不可欠である。

2 組織の整備

航空機災害については、成田国際空港株式会社、航空会社等多くの関係機関との連携の中で対応するため、町は、災害警戒体制や災害対策本部体制をとる。体制をとった時には、その機能が十分発揮できるよう、職員は日常的にそれぞれの職務内容、手順の把握に努める。

なお、成田国際空港航空災害対策協議会（平成30年7月設立）の構成機関は、成田国際空港及び空港周辺での航空機事故に起因する緊急事態に対し迅速かつ適切に活動するため、関係機関相互の連携及び協力体制を確立する。

成田国際空港航空災害対策協議会の構成機関

千葉県、成田市、芝山町、多古町、富里市、山武市、横芝光町、栄町、香取市、酒々井町、八街市、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港(株)、東京税関成田税関支署、東京入国管理局成田空港支局、成田空港検疫所、千葉県警察本部、成田国際空港警備隊、成田国際空港警察署、成田警察署、香取警察署、山武警察署、成田市消防本部、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部、山武郡市広域行政組合消防本部、富里市消防本部、匝瑳市横芝光町消防組合消防本部、香取広域市町村圏事務組合消防本部、栄町消防本部、成田国際空港消防連絡協議会、日本赤十字社千葉県支部、成田赤十字病院、日本医科大学千葉北総病院、三郡医師会航空機対策協議会、三郡市歯科医師会航空機災害対策協議会、日本医科大学成田国際空港クリニック、(医社)國手会成田国際空港クリニック、印旛郡市薬剤師

会、千葉県柔道整復師会、東日本電信電話(株)千葉事業部、東京電力パワーグリッド(株)成田支社、(株)ドコモ CS 千葉支店、成田国際空港航空会社運営協議会(AOC)、(株)N A A ファイシリティーズ、(株)成田エアポートテクノ、国際空港上屋(株)、東京空港交通(株)、成田空港交通(株)、成田空港給油施設(株)、日本空港給油(株)、陸上自衛隊第1空挺団

3 情報収集・伝達体制の整備

町は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集、連絡体制を整備する。

4 協力、応援体制の整備

関係機関は相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

5 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄

関係機関は発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

6 防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努める。

第3 災害応急対策計画

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

また、災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港(株)、県、関係市町村等の機関（以下「防災関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図る。

1 防災関係機関等の役割

各防災関係機関等の役割は、次のとおりとする。

(1) 芝山町

- ア 被害の調査、報告、情報の収集及び連絡、広報に関する事
- イ 被災者の救助救急、防疫及び清掃に関する事
- ウ 防災関係機関等への応援要請に関する事
- エ 行方不明者の捜索に関する事
- オ 遺体の収容に関する事
- カ 交通規制に関する事

(2) 山武郡市広域行政組合（消防本部）

- ア 消防庁への事故情報の即報に関する事
- イ 消火、救助活動の実施に関する事
- ウ 消防相互応援協定等に基づく応援要請及び総合調整に関する事
- エ 消防警戒区域の設定に関する事

(3) 千葉県

- ア 被害の調査、報告、情報の収集及び連絡、広報に関する事
- イ 消防庁、県医師会等への情報の通報に関する事
- ウ 被災者の救助救急、防疫及び清掃に関する事
- エ 千葉県DMAT等の派遣要請に関する事
- オ 災害救助法に基づく被災者の救助・保護に関する事

- カ 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- キ 人員の派遣・物資の調達・応援市町村間の調整に関すること

(4) 指定地方行政機関

国土交通省東京航空局 成田空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・「成田国際空港における消火救難に関する協定」（平成25年3月6日締結）」第3項に基づく、成田国際空港株式会社に必要な情報を通報すること ・自衛隊への災害派遣要請に関すること ・現場保存等の処置に関すること ・運輸安全委員会の調査に対する援助に関すること ・円滑な緊急活動環境の確保及び航空機の安全に関すること
東京税関成田税関支署	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷旅客に関する通関処理等の実施に関すること
法務省東京入国管理局 成田国際空港支局	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷旅客に関する通関処理等の実施に関すること
厚生労働省成田空港検疫所	<ul style="list-style-type: none"> ・事故機が国際線である場合の防疫活動に関すること ・負傷旅客等に関する検疫の実施に関すること
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の道路に関すること

(5) 自衛隊

- ・災害派遣の実施に関すること

(6) 指定公共機関

成田国際空港株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び関係機関への通報に関すること ・応援要請により、消火救難活動の実施に関すること ・広報対策に関すること ・消火救難関連資機材の提供に関すること ・医師等に対する待機及び派遣要請に関すること ・交通規制（警察署及び道路管理者に対する要請）に関すること ・負傷者選別所、救護所の設置及び医療資機材等の準備並びに手配に関すること ・現場避難場所の設置及び被災者一時収容場所の確保に関すること ・移動不能航空機の撤去調整に関すること ・事故現場の清掃に関すること
日本赤十字社千葉県支部（成田赤十字病院）	<ul style="list-style-type: none"> ・要請または自主出動による救護班の派遣及び医療救護活動の実施に関すること

(7) 指定地方公共機関

公益社団法人千葉県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請による救護班の派遣及び救護活動の実施に関すること
一般社団法人千葉県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請による救護班の派遣及び救護活動の実施に関すること
一般社団法人千葉県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請による薬剤の調達に関すること

(8) 公共的団体

一般社団法人山武郡市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・町または成田国際空港株式会社の要請による救護班の派遣及び救護活動の実施に関すること
一般社団法人山武郡市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・町または成田国際空港株式会社の要請による救護班の派遣及び救護活動の実施に関すること
一般社団法人山武郡市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・町の要請による薬剤の調達に関すること

(9) その他

航空機災害に係る航空会社	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救出及び救護活動の実施並びに収容に関する事 ・搭乗旅客等の確認調査及び被害者名簿の作成に関する事 ・被災者の近親者への通知手配に関する事 ・被災者及び近親者の接遇に関する事 ・被災者及び関係者等の輸送に関する事 ・税関、入国管理及び検疫に対し負傷旅客に関する事項の報告に関する事 ・危険物搭載の有無、搭乗者リスト等必要な情報の提供に関する事 ・消火救難活動等に必要な資機材の提供に関する事 ・救護所等への職員派遣に関する事 ・事故機の移動または撤去に関する事 ・報道関係対応に関する事 ・その他被災者等及び遺族に関する事項の処理に関する事
その他の航空会社及び空港関連企業	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救出及び救護活動等の支援に関する事 ・事故機の移動または作業支援に関する事
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消火・救助活動に関する事

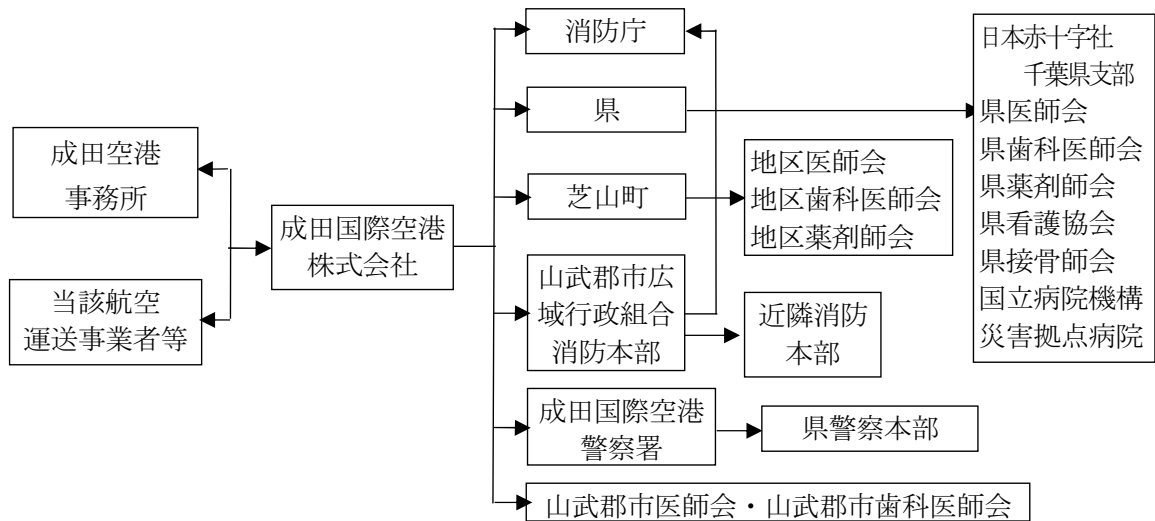
2 応急活動体制

町は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、災害警戒体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。なお、町における配備基準は、第1章 第1節 第1の3「配備基準」とおりとする。

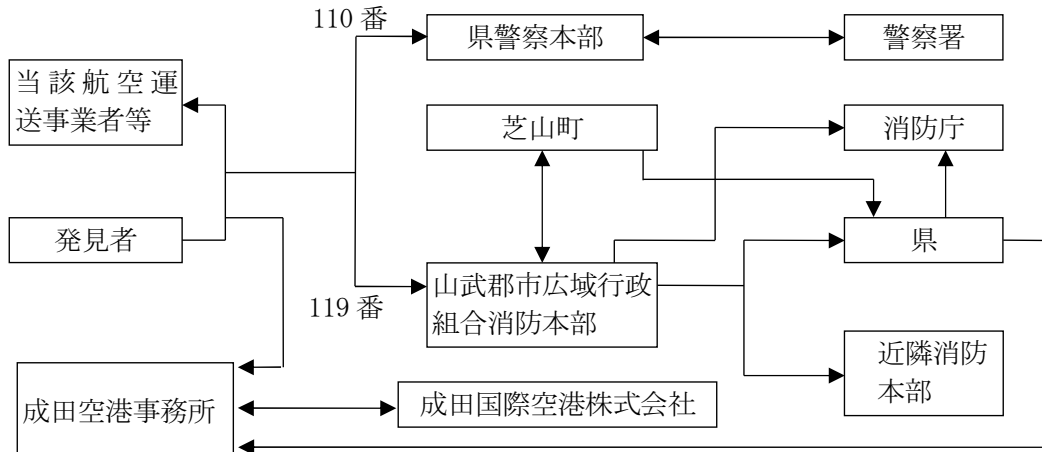
3 情報の収集

初動体制を早期に確立するため、消防本部、町及び関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う

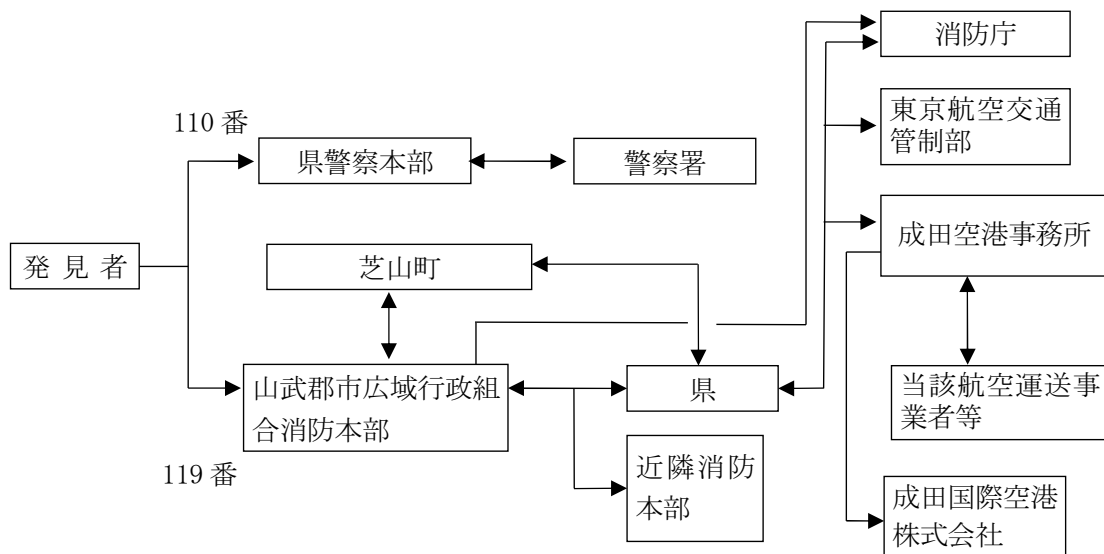
(1) 成田国際空港区域内の場合



(2) 成田国際空港区域周辺の場合



(3) その他の地域の場合



収集すべき情報

事故航空機に関する情報	ア 事故航空機の便名・発着地・機種等 イ 乗客及び乗務員の住所・氏名等
被害情報	ウ 事故機の状態・2次被害の可能性等 エ 被災者の有無・人数・程度・対応状況等
応急対策の実施状況	オ 町・関係機関等の活動状況 カ 避難に関する情報
被災者に関する情報	キ 負傷者の受入れ医療機関名・人数・受入状況 ク 遺体仮安置状況
成田国際空港・ライフライン等の復旧に関する情報	ケ 成田国際空港の運航再開の見込み コ 被災地における上下水道・ガス・電気・道路等の被害状況・復旧の見込み

4 応急対策

関係機関は、航空機事故が発生した場合、次の対応をとる。

(1) 消防活動

実施機関

災害発生地域	実施機関	協力機関
空 港 内	成田国際空港(株)、芝山町、成田市、山武郡市広域行政組合消防本部、成田市消防本部	周辺の市町村消防機関、県警察
空 港 周 辺	芝山町、山武郡市広域行政組合消防本部	周辺の市町村消防機関、成田国際空港(株)、県警察
その他の地域		近隣市町村消防機関、県警察

ア 消防本部は、航空機災害に係る火災が発生した場合、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

イ 航空機災害に係る火災が発生した場合、町長及び消防本部は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消火活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

ウ 災害の規模等が大きく、消防本部限りでは対処できないと思われる場合は、周辺の消防機関等に応援を求める。

(2) 救出救護活動

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容を行う場合は、次により実施する。

実施機関

災害発生地域	実施機関	協力機関
空 港 内	成田国際空港(株)、当該航空運送事業者、芝山町、成田市、山武郡市広域行政組合消防本部、成田市消防本部、県警察、県	日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県柔道整復師会、国立病院機構、災害拠点病院、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会、印旛郡市医師会、印旛郡歯科医師会、成田市薬剤師会、公立病院、被災地の近隣市町村消防機関
空 港 周 辺	当該航空運送事業者、芝山町、山武郡市広域行政組合消防本部、県警察、県	日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県柔道整復師会、国立病院機構、災害拠点病院、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会、公立病院、被災地の近隣市町村消防機関、成田国際空港(株)
その他の地域		成田国際空港(株)を除く上記の機関

ア 救出班の派遣

町及び消防本部は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

イ 救護所の開設

町は、災害現場に応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

(3) 搬送

消防本部が中心となって応急措置後の負傷者をあらかじめ指定された医療機関に搬送する。

(4) 遺体の収容

成田国際空港区域内の場合は、当該航空運送事業者が成田国際空港(株)と協議の上、空港以外の場合には原則として町が、必要に応じて遺体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。

遺体の収容、埋葬に係る実施事項は、震災編 第3章 第10節 第2「遺体の処理・埋葬」に定めるとおりとする。

(5) 交通規制

山武警察署は、成田国際空港に通じる道路及び成田国際空港周辺道路又は被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに住民に広報する。

(6) 広報

町は、災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は防災行政無線、町ホームページ等により、住民、旅客、送迎者等に対して次のとおり広報を行う。

広報事項

ア	町及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
イ	避難の指示、勧告及び避難先の指示
ウ	住民等への協力依頼
エ	その他必要事項

(7) 防疫及び清掃

町は、遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携し、震災編 第3章 第8節 第2「防疫活動」に定めるところにより、的確に応急対策を講ずる。

また、事故現場の清掃については震災編 第3章 第11節 第2「清掃・廃棄物処理」の定めるところにより、応急対策を行う。

5 応援体制

町は、防災関係機関と連携し、迅速に応援体制をとる。各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応することとする。

各機関の主な応援事項

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防機関、県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港株式会社	人員及び物資の派遣及び調達

第2節 大規模火災対策

第1 基本方針

集落等での火災の延焼など大規模な火災災害に対する対策について定める。

第2 予防計画

1 建築物不燃化の促進

町は、火災の延焼拡大を未然に防ぐため、法令に基づき、市街地における延焼防止を次により促進する。

- (1) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。
- (2) 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定に基づき、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

2 火災予防検査

消防本部は、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対し、火災予防上必要な資料の提出を命じ、または防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

3 住宅の防火対策

消防本部は、住宅火災の予防と被害の軽減のため、啓発用パンフレットや講演会等により、住宅用火災警報器等の普及促進、防災製品の活用の推進を図る。

4 多数の者を収容する建築物

(1) 防火管理者及び消防計画の作成

消防本部は、消防法第8条第1項に規定する多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。

(2) 防火対象物の点検及び報告

消防法第8条の2の2の規定が適用される防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

5 大規模建築物の防火対策

大規模建築物の管理権原者または関係者に対し、次の事項について指導する。

(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ア 高水準消防防災設備の整備
- イ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- ウ 防災センターの整備

(2) 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

6 文化財の防火対策

消防本部は、文化財の所有者または管理者に対し、次の事項を指導する。

(1) 消防設備の設置・整備

- ア 消火器、屋内・外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、ドレンチャー設備等を設置する。
- イ 自動火災報知設備、漏電火災警報器等を設置する。

(2) 防火管理

- ア 定期的な巡視と監視を実施する。
- イ 「消防法」等に基づき防火管理者を定め、消防計画、消防訓練等の具体的な消防計画を作成し指導する。
- ウ 毎年1月26日の文化財防火デーに文化財建造物の消火訓練の実施に努める。

7 消防組織及び防災資機材の充実

消防本部及び町は、消防職員の確保に努め、消防組織の充実強化を推進するための指導・支援を行う。

また、消防力の充足率や財政力等の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を行う。

8 予防施設の設置

町は、周辺水利の充足率や消防団及び地域からの要望等を踏まえ、計画的に防火水槽の整備等を行う。

なお、防火水槽等の消防水利に関する整備は、必要に応じて消防本部と事前協議を行い、整備した際は、その概要を報告することとする。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

町は、火災の状況に応じて、職員の非常参集、災害警戒体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

なお、町における配備基準は、第1章 第1節 第1の3「配備基準」のとおりとする。

2 情報収集・伝達体制

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 広報活動

町は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、町ホームページ等による広報活動を行う。

4 避難

町は、消防本部からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難勧告・指示の指示を行い、安全な地域に避難所等を開設する。

自主防災組織等は、避難誘導に当たり、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、山武警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について、町に協力する。

5 消防活動

消防本部及び消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

6 救急救助

消防本部は、火災現場からの救助活動及び負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

7 交通規制

山武警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図るなどの的確な交通規制を行う。

8 救援・救護

町は、火災から避難した住民や、火災で住家を失った被災者等に、必要に応じて食料、生活必需品等を供給する。

第3節 林野火災対策

第1 基本方針

最近の林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者が多くなるに伴い、その発生件数も近年増加傾向にある。

また、ひとたび火災が発生すると、地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災への対策について定める。

第2 予防計画

1 広報宣伝

(1) 広報などによる注意

消防本部及び町は、防災行政無線、町ホームページ、広報紙、回覧板等を利用し、林野火災予防に対する住民意識を喚起する。

(2) 学校教育による指導

町は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等の観点から、小、中学校の児童・生徒に対して林野火災予防の考え方や方法を理解させるための普及指導を行う。

(3) 山火事予防運動の実施

県、町及び千葉県森林組合は、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を推進する。

2 法令による規制

町及び消防本部は、次の法令による規制を行い、林野火災を防止する。

(1) 町条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

(3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、22条）

3 予防施設の設置

県、町及び千葉県森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

また、町は、立て看板の設置による啓発を行うとともに、周辺水利の充足率や消防団及び地域からの要望等を踏まえ、計画的に防火水槽の整備等を行う。

なお、防火水槽等の消防水利に関する整備は、必要に応じて消防本部と事前協議を行い、整備した際はその概要を報告する。

4 林野の整備

森林所有者は、林野等の下刈、枝打ち、間伐等を実施する。

5 消防計画の樹立

町は、次の要領で林野火災の消防計画を樹立する。

- (1) 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成
県の指導により、地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成させ、消防団等にあらかじめ配布する。
- (2) 消防の出動と配分図
消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町と協議する。
- (3) 重点地域の指定
火災が多発または大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。
- (4) 消防計画図の作成
消防計画のなかにも、林野火災消防計画図を取り入れる。

6 消防体制の確立

- (1) 火災警報、その他気象情報が円滑適切に連絡できるようその体制を確立させる。
- (2) 林野火災の消火に必要な機器の整備、点検に努める。
- (3) 初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

町は、林野火災の状況に応じて、職員の非常参集、災害警戒体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。なお、町における配備基準は、第1章 第1節 第1の3「配備基準」のとおりとする。

2 情報収集・伝達体制

町は、林野火災の発生状況、延焼状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 広報活動

町は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、町ホームページ等による広報活動を行う。

4 避難

町は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難勧告・指示を行い、安全な地域に避難所等を開設する。

自主防災組織等は、避難誘導に当たっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、山武警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について、町に協力する。

5 消防活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、最寄りの水源からの送水ルートを確保し、迅速に消火活動を行う。利用可能な自然水利も活用する。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、ヘリコプターの空中消火の支援や延焼阻止線を設定する等拡大防止に努める。

なお、空からの消火については、千葉県が保有し陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材等を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

6 救急救助

消防本部は、火災現場での救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送する。孤立した者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を要請する。

7 立入規制

山武警察署は、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

第4節 危険物等災害対策

第1 基本方針

危険物による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物等を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

なお、危険物等とは次のものをいう。

危険物等の種類

- | |
|--|
| <p>(1) 危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの
 (例) 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など</p> <p>(2) 火薬類：火薬類取締法第2条に規定されているもの
 (例) 火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など</p> <p>(3) 高圧ガス：高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
 (例) 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど</p> <p>(4) 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの
 (例) 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など</p> <p>(5) 指定可燃物：危険物の規制に関する政令第1条の12に規定されているもの
 (例) 紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料など</p> |
|--|

第2 予防計画

危険物施設に対する安全を図るため、消防法、危険物の規制に関する政令、同規則及び山武郡市広域行政組合火災予防条例等に基づき、次の対策を行う。

1 危険物

(1) 事業所防災対策の強化

消防本部、県及び関係団体は、危険物施設の管理者等に対し、危険物保安監督者・危険物保安統括管理者・危険物施設保安員の選任、防災組織の確立、消防用設備の設置、防災訓練等を指導する。

各危険物施設は、防災組織を確立し情報連絡や緊急動員等に備えた体制を確立する。

また、従業員の保安教育や防災訓練を行い、応急措置等の習熟に努める。

(2) 消防体制の強化

消防本部は、危険物の性質、数量等を把握し、必要に応じて事業所ごとの警防計画を作成するとともに、危険物取扱い職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。

2 高圧ガス

(1) 事業所の対策

高圧ガス事業所は、防災組織、通報体制、緊急動員体制、相互応援体制を確立し、また、

防災資機材を整備し、従業員等の保全教育や防災訓練を推進する。

(2) 県、消防本部等

県及び消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。また、保有する防災資機材の報告を求め、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。その他、事業所等に対する保安教育、定期的な防災訓練に努める。

3 火薬類

(1) 県及び関係団体の対策

県及び火薬類関係団体は、火薬類関係施設の事業者に対して火薬類の取り扱いに関する防災知識の啓発等を行う。

(2) 事業所の対策

火薬類関係施設事業所は、警戒体制や防災体制を整備し、また、防災組織、通報体制、緊急動員体制及び相互応援体制を確立し、従業員の安全教育や防災訓練を推進する。

4 毒物劇物

(1) 県の対策

県（山武健康福祉センター）は、毒物劇物の製造業者及び輸入業者等に立入検査し、法令厳守や事故の未然防止措置や事故時の適切な対応について指導する。

(2) 事業所の対策

毒物劇物の製造業者、輸入業者、販売業者等は、取扱責任者の設置、管理体制の整備、施設の保守点検、作業員の教育訓練等を実施し、危害防止を図る。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

町は、事故の状況に応じて、職員の非常参集、災害警戒体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。なお、町における配備基準は、第1章 第1節 第1の3「配備基準」のとおりとする。

2 情報収集・伝達体制

町は、被災現地に職員を派遣し、被災状況を把握して関係機関に連絡する。事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 広報活動

町は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、町ホームページ等による広報活動を行う。

4 避難

町は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対し、避難勧告・指示を伝達し、安全な地域に開設する避難所を指定する。

町は、避難所を開設し、避難者の受入れを行う。

自主防災組織等は、避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、山武警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について町に協力する。

5 消防活動

消防本部及び消防団は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に火災の性状に応じた消火、二次災害の防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防組織に消火活動の応援要請を行う。

6 救急救助

消防本部は、事故現場での救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急救助活動を行う。

7 交通規制

山武警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図るなどの的確な交通規制を行う。

8 救護・救援

町は、被災者の状況に応じて必要な場合、食料、生活必需品等を供給する。

9 環境汚染対策

町は、危険物等による河川等の汚染を防止するため、監視を行う。流出が確認された場合は、河川管理者等の関係機関と連携して汚染の拡大を防止する。

第5節 道路災害対策

第1 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生した際に、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための対策を定める。

計画の対象となる道路災害

- | |
|--|
| (1) トンネルの崩落
(2) 橋梁の落下
(3) 斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災
(4) 危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出 |
|--|

第2 予防計画

1 危険箇所の把握・改修

道路管理者は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し、監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため、応急復旧用資機材の保有に努める。

2 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際に講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

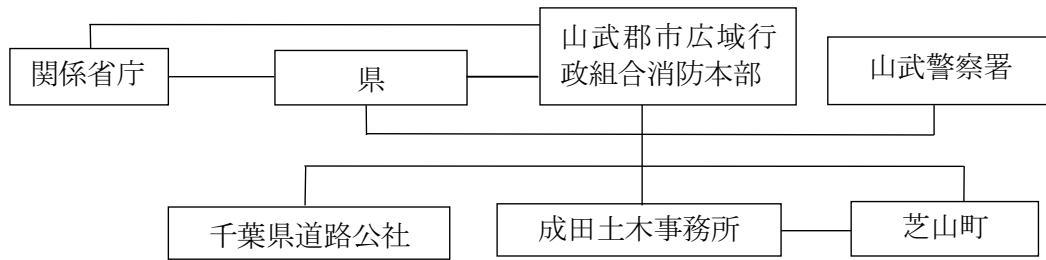
町は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、災害警戒体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。なお、町における配備基準は、第1章 第1節 第1の3「配備基準」のとおりとする。

2 情報収集・伝達体制

輸送事業者は、危険物積載車両の事故が発生した場合、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際に講ずべき措置を伝達する。道路施設が被災した場合は、道路管理者は、警察署、消防本部等に通報する。

町は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。情報収集・伝達体制は次のとおりである。



3 広報活動

町は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、町ホームページ等による広報活動を行う。

4 避難

町は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難勧告・指示を伝達し、安全な地域に避難所を開設し、避難者の受入れを行う。

山武警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について、町に協力する。

5 消防活動

消防本部及び消防団は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、町長は、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

6 救急救助

消防本部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急救助活動を行う。

7 交通規制

山武警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図るなどの的確な交通規制を行う。

8 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、流出した危険物の防除活動を実施する。

第6節 鉄道災害対策

第1 基本方針

鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な鉄道災害への対策について定める。

第2 予防計画

町、芝山鉄道株式会社、関係機関は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

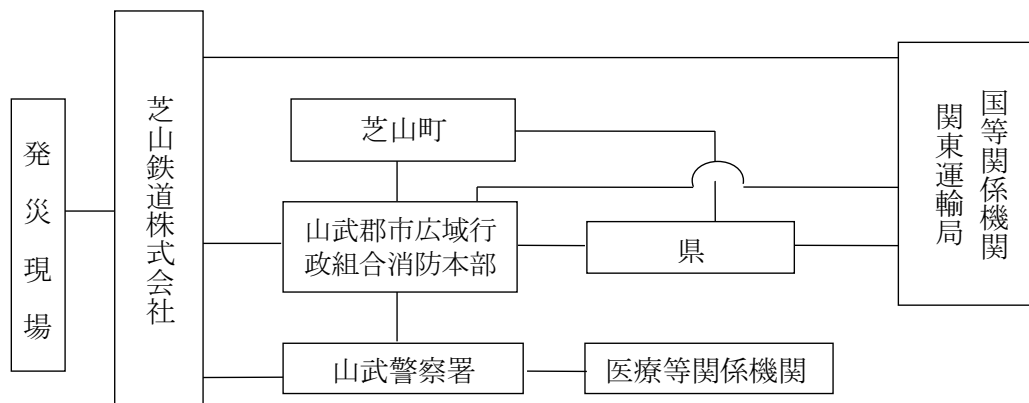
第3 応急対策計画

1 応急活動体制

町は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、災害警戒体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。なお、町における配備基準は、第1章 第1節 第1の3「配備基準」のとおりとする。

2 情報収集・伝達体制

町は発見者からの通報があった場合、被災状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。鉄道事故災害発生時の情報収集・伝達体制は、次のとおりである。



3 相互協力・派遣要請

町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。また、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 広報活動

町は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、町ホームページ等による広報活動を行う。

5 避難

芝山鉄道株式会社は、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、町に避難所の使用を要請する。町は、要請に基づき、災害現場に近い避難所を解放する

山武警察署は、避難誘導について町に協力する。

6 消防活動

芝山鉄道株式会社は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

7 救助・救護活動

芝山鉄道株式会社は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じ、救助・救急活動を実施機関に協力要請する。

町は、負傷者の救護のため災害現場に救護所を設置し、県医師会等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、救急指定病院または災害拠点病院等に搬送する。

8 応急・復旧対策

芝山鉄道株式会社は、列車事故により多数の死傷者が発生、もしくは大規模事故災害が発生した場合は、「事故・災害等対策規則」に基づき、対策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。

(1) 被害状況等の調査報告

次の事項について調査報告を行う。

- ア 利用者の被害状況
- イ 会社の施設・設備等の被害及び復旧状況
- ウ その他災害に関する情報

(2) 広報活動の実施

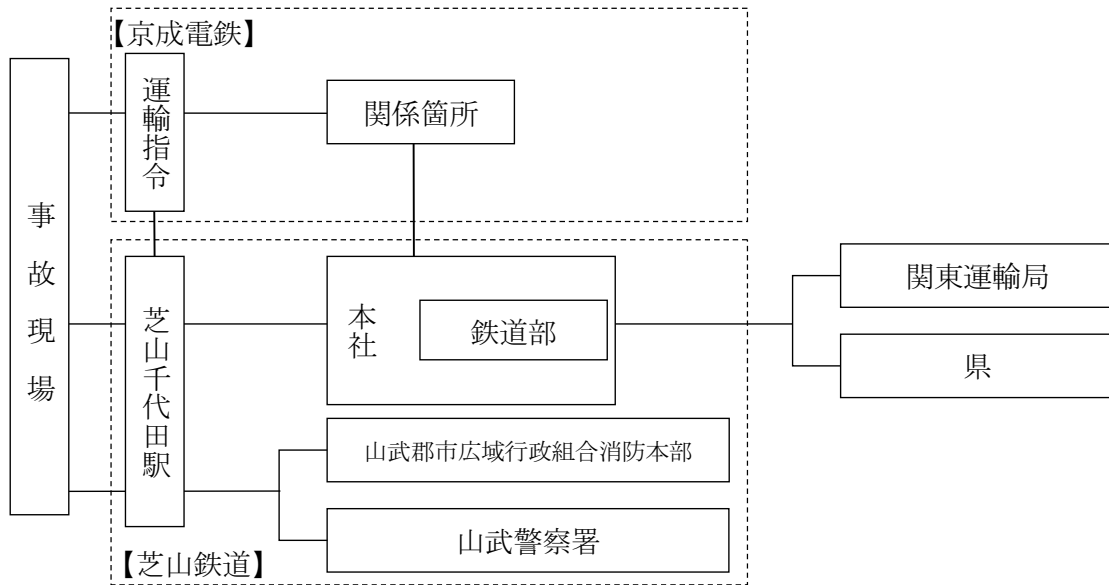
駅等会社施設での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に努める。

(3) 救護活動

事故発生時には、駅長が救援活動及び避難誘導に当たるとともに、「事故・災害等対策規則」に基づき、対策本部に救護班を編成し救護活動に当たる。

(4) 情報連絡体制

情報連絡体制は次のとおりとする。



(5) 大規模事故発生時の動員体制

大規模な鉄道事故災害が発生した場合、非常動員体制により非常招集を指示する。

第7節 放射性物質事故対策

第1 基本方針

1 基本原則の周知・徹底

町及び県には、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、原子力災害対策指針（平成24年10月31日 原子力規制委員会）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。さらに、核原料物質、核燃料物質またはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素またはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項であり、町及び県は核燃料物質等または放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。

これらを受け、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、放射性物質事故対応マニュアル（平成25年3月 千葉県）によるものとする。

放射性物質事故に関する用語

核原料物質	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
核燃料物質	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
放射性同位元素	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
原子力事業所	原災法第2条第4号の規定にされる工場または事業所をいう。
核燃料物質使用事業所	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場または事業所をいう。
核原料物質使用事業所	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場または事業所をいう。
放射性同位元素等使用事業所	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場または事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場または事業所をいう。
放射性物質取扱事業所	原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

2 放射性物質事故の想定

県地域防災計画により、放射性物質事故を次のように想定する。

- (1) 県内の放射性物質取扱事業所施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

(注) 大量の放射線が放出される事故とは、本節 第3 4の「参考 原子力災害対策指針「O I Lと防護措置」及び6の「食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準」を超えるような事態をいう。

町内の放射性同位元素使用事業所の内訳

種類	区分	密 封	非密封	放 射 線 発生装置	合 計
民間の工場・作業所		24 箇所	0 箇所	0 箇所	24 箇所
医 療 機 関		0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
そ の 他		0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
計		24 箇所	0 箇所	0 箇所	24 箇所

(注1) 「密封」は密封されたもの、「非密封」は密封されていないものを示す。

- (2) 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。
- (3) 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。
- (4) 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

第2 予防計画

1 放射性物質取扱施設の把握

消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 情報の収集・連絡体制整備

県及び町は、国、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

3 応急活動体制の整備

町は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備する。

また、消防本部、山武警察署及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努める。

4 放射線モニタリング体制の整備

町は、緊急時における放射性物質または放射線による被害が発生または発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器等を整備する。

5 退避誘導体制の整備

町は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

また、要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮するものとする。

6 防災教育・防災訓練

町は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施し、住民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

7 放射性同位元素等使用事業所の措置

放射性同位元素等使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏えい等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、町、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

町は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、災害警戒体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

2 情報の収集・伝達体制

(1) 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、または、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに次の事項について、国、県、町、警察及び消防などの関係機関に通報するものとする。

通報の項目は、

おおむね次のとおりである。

ア 事故発生の時刻	イ 事故発生の場所及び施設
ウ 事故の状況	エ 放射性物質の放出に関する情報
オ 予想される被害の範囲及び程度等	カ その他必要と認める事項

また、県は、火災・災害等速報要領に基づき、その旨を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法に規定する関係周辺市町村にその旨を通報する。

町は県と密接な連携を図り、情報の入手に努める。

(2) 被害状況の報告

町は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察及び消防などの関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 緊急時のモニタリング活動の実施

(1) 県の措置

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等の専門家の指導または助言を得て、次の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

モニタリング項目は次のとおりである。

県による緊急時における放射線モニタリング活動の実施項目

ア 大気汚染調査	イ 水質調査
ウ 土壌調査	エ 農林産物への影響調査
オ 食物の流通状況調査	カ 市場流通食品等検査
キ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査	
ク 廃棄物調査	

(2) 町の措置

町は、井戸水、廃棄物焼却灰、降下物、食品、農産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を町ホームページ等で公表する。

4 避難等の防護対策

県は、モニタリング等活動の結果など、必要な情報を関係市町村に提供する。

また、モニタリング結果などから、原子力安全委員会が定める原子力災害対策指針の「OIL (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡または必要に応じて退避・避難を要請する。

これを受けて、町は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」、または「避難」の措置を講ずるものとする。

参考 原子力災害対策指針「OILと防護措置について」

	基準の種類	基準の概要	初期設定値*1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm*3 (皮膚から数cm での検出器の計数率) β線：13,000cpm*4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h*6 (地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種*7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg*8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種			1Bq/kg	10Bq/kg		
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

- *1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- *2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当っては空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- *3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- *4 *3 と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には計数率の換算が必要である。
- *5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- *6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- *7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。
- *8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- *9 IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

5 広報活動

町は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、町ホームページ等による広報活動を行う。

町は、問い合わせ窓口を設置し、住民等からの問い合わせ等に対応する。

6 飲料水及び飲食物の摂取制限等

県及び町は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導または助言に基づき、放射性物質により汚染されまたは汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

7 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防本部においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

8 広域避難の受入れ

(1) 受入れ調整

町の区域外からの広域的な避難者の受入れが必要となる場合には、県は、町に協議を行う。

県から受入れの協議があり、かつ町内で同時に被災していない場合は、当該被災者を受入れる。県外からの避難者も同様である。

(2) 滞在施設の提供

県及び町は、広域避難者に対し、公共施設等の受入体制を補完するため、民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第4 復旧対策計画

1 汚染された土壌等の措置

県及び町は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

2 各種制限措置等の解除

県及び町は、国の指示、指導または助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3 住民の健康管理

県及び町は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4 風評被害対策

県は、国及び町等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5 廃棄物等の適正な処理

県は、国及び町等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

